

## 『延喜式』卷三九「正親司」校訂（稿）

Critical Edition of Scroll 39 of the Engishiki, "Seishinshi" (Tentative)

OGAWA Hirokazu

小川宏和

## 校訂方針と凡例

・ 条文番号・条文名称は原則として虎尾俊哉編『詠注日本史料 延喜式』下〔集英社二〇一七〕（以下、詠注本と略称）に従い、条文ごとに校異を示す。

・ 土御門本を底本とし、諸本との異同は校訂に資する場合、あるいは内容を理解する上で参考となる場合に限り掲載する。活字本との異同は原則として詠注本を示すにとどめる。ただし詠注本との異同についても、後述するように、字体や踊り字の差異については省略した。

・ 卷三九の写本系統は、既刊の卷五・卷一四・卷一七の写本系統（小倉二〇一八abc、小倉二〇一九ab、三輪二〇一九）とおおむね同傾向にあると考えられる。本校訂に関わる傾向としては、土御門本と近衛本が極めて近い関係にある点や、京博本と壬生本が同系統にあり土御門本に近い関係にある点、梵舜本・梵舜別本が一つの系統をつくる点などが挙げられる。卷三九の写本系統の詳細については後日、「内膳司」校

訂の際に述べることとしたい。なお、卷三九の古写本として九条家本が存在するが、一条家本系統である土御門本とは別系統にある〔田島一九九五〕。

・ 使用した写本名称の略称は以下の通りである。

土本	国立歴史民俗博物館所蔵土御門家旧蔵本
九本	東京国立博物館所蔵九条家旧蔵卷子本
近本	京都大学附属図書館所蔵近衛文庫本
京博本	京都国立博物館所蔵京都博物館旧蔵本
梵本	天理大学附属天理図書館所蔵吉田家旧蔵四六冊本
慶長本	国立公文書館所蔵慶長年間写紅葉山文庫本
藤波本	宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵藤波家旧蔵本

具体的には、対校本として土本に近い系統である近本を重視した上で、ついで京博本、梵本の順で言及し、古写本の九本により確認・修正を行うこととする。また、九本を除く諸本を総称して「近世写本」と称する場合がある。

・ 訳注本の校訂について言及する際に挙げた「島原本」は、以前稿本とも称された「東京大学史料編纂所蔵島原藩主松平忠房旧蔵本」を指す。  
・ 明らかに誤字・脱字が推測される場合でも、補うべき字あるいは改めるべき字の根拠が充分でない場合には、注で示すにとどめた。  
・ 同じ字が連続する場合、多くの場合、写本では踊り字が用いられているが、本稿においては断ることなく、適宜もとの字に置き換えた場合がある（女王祿条）。

・ 字体は原則として常用漢字体を使用し、細字はへで括弧で示す。  
・ 「大」と「太」、「震」と「宸」、「座」と「坐」、草冠と竹冠、木偏と手偏等、容易に判定される誤字や誤用・通用については校異を省略して適宜置き換えた場合がある。

#### 参考文献

- 小倉慈司 二〇一八 a 「延喜式」土御門本と近衛本の検討」佐藤信編『史料・史跡と古代社会』吉川弘文館
- 二〇一八 b 「延喜式」写本系統の基礎的研究」新川登亀男編『日本古代史の方法と意義』勉誠出版
- 二〇一八 c 「古代文献史料本文研究の課題」『九州史学』一八一
- 二〇一九 a 「延喜式」巻五校訂（稿）『国立歴史民俗博物館研究報告』二一八
- 二〇一九 b 「延喜式」巻一七の写本系統と本文校訂」『国立歴史民俗博物館研究報告』二一八
- 田島 公 一九九五 「土御門本『延喜式』覚書」門脇禎二編『日本古代国家の展開』下巻 思文閣出版
- 三輪仁美 二〇一九 「延喜式」の写本系統に関する試論」『国立歴史民俗博物館研究報告』二一八

#### 校訂本文

##### 延喜式巻第卅九 〈正親 内膳〉

##### 正親司

##### 1 諸王年満条

凡諸王年満十二、毎年十二月、京職移宮内省、省以京職移、即付司令勘会名簿、訖更送省、明年正月待官符到、始預賜時服之例、

##### 2 王定条

凡賜時服王定四百廿九人、待其死闕依次補之、但改姓為臣之闕、不補其代、随即減定額数、

##### 3 諸王計帳条

凡諸王計帳者、令造二通、司加押署、京職判畢一通留司、待年足符、即勘会申省、

##### 4 同世同名条

凡給季祿男女王、同世之中有同名者、速令申換、載帳進之、但新名下注本名、

##### 5 女王祿条

凡正月八日給祿女王、所司設座於殿庭、立幄二字於安福殿前、積祿於版位南、亦供奉殿上裝束、天皇御紫宸殿、内侍率女官就座、本司官人引女王自月華門參入、女王先就幄下座、（以世為次、不拋長幼、）次官人共趨就前庭座、佑一人執簿唱曰、其親王之後、即一祖之胤皆下座、共称唯就庭中座、座定執簿一々喚名、女王即称唯、進受祿退出、余亦如之、其祿法、人別絹二疋、綿六屯、（十一月新嘗会准此、）<sup>3</sup>

(1) 其 訳注本は島原本により「某」に改める。

(2) 祖 九本無し。

(3) 十一月新嘗会准此 近世写本は「新嘗会准此」五字を大書して本文とし、その下に「十一月」三字を注とする。このうち近本は「新嘗会准此」五字の上に「十一月」三字を移動・挿入する。九本により改める。

6 女王定条

凡賜祿女王定二百六十二人、其随闕補代、及改姓不為闕事、並同上条、

(1) 代 土本・近本・京博本・梵本・慶長本、上に「伐」あり。藤波本は「代」弥書。九本により衍と見て削る。

7 諸王時服条

凡諸王給春夏時服者、二世王絹六疋、糸十二絢、調布十八端、鉄卅口、四世王以上並如令、正月廿日録送省、秋冬准此、(但以綿代糸、以鉄二廷代鉄五口、)皆向大藏受之、不得遣人代請、  
(1) 此 近世写本、下に「鉄」あり。九本により衍と見て削る。

8 女王節祿条

凡給女王二節祿見參簿、当日早日奏、

(1) 奏 訳注本はこの下に島原本により「之」を補う。

9 平野祭条

凡參平野祭所官人并諸王見參歴名、進太政官、

10 薬師寺条

凡參薬師寺最勝会王氏無官六位已下廿人已下十六人已上、司預差定、三月一日名簿進太政官、

11 諸王出家条

凡諸王有出家、停給時服、其女王節祿亦停、

12 諸王死去条

凡六位已下諸王死去者、喪家申司、司即申省、

13 女王地条

凡女王地一町、(在左京北辺三坊、)

14 闕官条

凡闕官及不仕官人已下要劇番上料者、充修理司中小破并雜用、

付記

本研究はJSPS科研費16H03485・20H01318および人間文化研究機構基幹研究「古代の百科全書『延喜式』の多分野協働研究」の成果の一部である。

(御食国若狭おばま食文化館・国立歴史民俗博物館共同研究員)

(二〇二〇年四月九日受付、二〇二〇年八月二〇日審査終了)